

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年9月27日（水）15:54～16:19
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学 客員教授
医療法人社団混志会 社員・理事 |
| 委員 | 安藤 至大 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会常務理事 |
| 委員 | 堀 天子 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |
| 委員 | 本間 正義 | 公益財団法人アジア成長研究所特別教授 |

<関係省庁>

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 太田 三音子 | 経済産業省商務・サービスグループサービス政策課長 |
| 山口 徳彦 | 経済産業省商務・サービスグループサービス政策課サービ
ス産業室長 |

<事務局>

- | | |
|-------|-----------------|
| 河村 直樹 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 安楽岡 武 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 菅原 晋也 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 家事支援外国人受入事業における法人等を介した利用世帯との契約について
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。本日の議題は「家事支援外国人受入事業における法人等を介した利用世帯との契約について」ということで、経済産業省に御出席いただいております。

本日の資料は、事務局から提出させていただいておりますが、公開予定でございます。
本日の議事についても、公開予定です。

本日の進め方でございますが、まず、事務局から5分程度で説明させていただきまして、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは、家事支援外国人受入事業における法人等を介した利用世帯との契約に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

経済産業省におかれましては、本日御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、事務局から御説明をお願いします。

○菅原参事官 事務局の参事官の菅原と申します。

それでは、早速、資料につきまして御説明いたします。2ページを御覧ください。

本件につきましては、今年6月の国家戦略特別区域諮問会議におきます追加の規制改革事項に盛り込まれておりまして、資料に記載のとおりでございますが「家事支援活動の提供に係る請負契約については法人等の代理人による契約を含むこと」などについて、2023年度中、今年度中までに所要の措置を講ずるとされております。

この方針に基づきまして、これまで関係省庁と検討を行ってまいりました。

3ページを御覧ください。

「現行の運用」でございますが、家事支援外国人受入事業におけます特定機関に関する指針といったものがございます。

特定機関とは、家事支援サービスを提供する民間企業などを指しております。

特定機関につきましては、上に書いておりますとおり、利用世帯との間の請負契約に基づいて、利用世帯に対して家事支援活動を提供するものとされております。これは、入管法の特例として、家事労働を目的に入国を認められた外国人材の方が、例えば法人のオフィスの清掃業務等の家事労働以外の業務を行わないといったことを担保するための規定となっております。

こういった指針に基づきまして、現行の運用では、特定機関と利用世帯との直接契約のみに限定した運用がなされている状況でございます。

4ページを御覧ください。

そうした中<具体事例>にも記載しておりますが、例えば企業が従業員への福利厚生サービスとして、企業の支払いで家事支援を提供するとか、あるいは不動産管理会社がほかの物件管理サービス等とパッケージで家事支援サービスを提供したいといったニーズが出てきておりまして、一部の特定機関であります民間事業者からは、第三者の法人を介した利用世帯と特定機関の契約が可能になるようにしてほしいといった要望が上がってきているところでございます。

5ページを御覧ください。

こうした状況を踏まえまして、関係省庁と調整しております「運用改善案」について御

説明申し上げます。

利用世帯が第三者に代理権を授与する。それによりまして、第三者が代理となって特定機関と利用世帯の間の請負契約を成立させる。そういった方法であれば、指針に適合すると思いたいと考えておりまして、具体的には、6ページを御覧ください。

5ページの運用改善を行うための解釈通知の変更ができればと考えております。

下に解釈通知の変更案を書いておりますが、利用世帯が第三者に対して代理権を授与し、当該第三者が当該利用世帯の代理人になることを明示した上で、利用世帯と特定機関との間の契約を代理で締結する場合。これが一つ目の場合でございます。

または、第三者と特定機関との間で契約を締結することによりまして、特定機関から利用世帯への家事支援活動を提供する場合。これが二つ目の場合でございますが、こういった二つの場合について、利用世帯との間の請負契約に含むという解釈にしたいと考えております。

7ページを御覧ください。

こうした運用改善を行った場合に、冒頭に申し上げましたように、家事支援人材が家事以外の業務に従事することがないように対応を検討しております。

1点目は、代理権の授与によりまして、利用世帯を特定した契約とすることによりまして、家庭に対する家事サービスであることを明確にしたいと考えております。

2点目ですが、本事業で提示している家事の内容について、第三者と利用世帯に説明し、契約書等でも明らかにしてまいりたいと考えております。

また、特定機関に対しては、関係機関で構成する第三者管理協議会で監査を行っておりますので、こういったことが確実にされていることを確認するために、契約に用いる書類についても、事前に提出いただきまして、実施状況を把握したいと考えております。

こういった点につきまして、新たにガイドラインを作成しまして、ガイドラインに沿った監査を行うことで、今回の解釈変更によって問題が生じないように、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

また、ガイドラインにつきましては、運用状況を踏まえまして、必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様方から御質問、御意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

御質問させていただければと思うのですが、基本的に直接契約しなければならなかった部分について、第三者を介したのものにも適用するというので、使い勝手は非常によくなったのだと私は思います。

これは是非お進めいただければと思うのですが、御質問は、そんなレアなケースでもな

と思うのですが、例えば居宅と仕事場が一体化しているところは結構あると思うのです。

そういう部分は、例えば飲食店だとすれば、そういった仕事場と居宅が同じだとした場合に、家事支援サービスとともに、例えばお仕事のお手伝いもするようなインセンティブは、もしかしたら利用世帯と一体化している商売をやっている方からも、そういうことをやってもらうインセンティブは出てくるようにも何となく思うのですが、おそらく、そういうことはやってはいけないことなので、多分、第三者管理協議会がそういうものもチェックすると書かれていると思うのです。

そういった監視と言いますか、モニタリングをまずはきちんとしていただくとともに、そういった色々なケースに対応できるようなガイドラインの整備を是非進めていただいて、いちいち第三者協議会のモニタリングが必要になるような、やや手の込んだ手続がない形でも運用できるような形でやっていただければと思っております。

質問というよりは、意見みたいな形になりましたが、私がさっき言った居宅と仕事場が一緒になっているようなケースは、別に心配しなくてもいいのでしょうか。そういう御質問をさせていただきます。

○菅原参事官 御質問ありがとうございます。

国家戦略特区法とその施行令において、家事支援外国人材ができる家事支援活動が定義されております。

そういった中で、炊事、洗濯、掃除、買物とあるのですが、それに掲げるもの以外で、家庭において日常生活を営むのに必要な行為はあるのですが、あくまで家庭ということですので、そういったオフィスでのというのは、居宅と仕事場が一体化しているときは、かなり運用でしっかりとやる必要はあるかもしれませんが、法令上は、オフィスでの清掃とか、そういった労働はできないと書かれております。そこはしっかりと運用していくものと考えております。

2点目に御指摘いただきました第三者管理協議会によるモニタリングでございますが、今回、新しい解釈の変更と言いますか、新しいことになってまいりますので、当面は、安全サイドで第三者管理協議会による監査を通じたチェックをまずはしっかりとやっていきたいと思っておりますが、運用がある程度確立した場合には、先ほどの御説明でも最後に申し上げましたが、運用状況を踏まえた見直しは、随時検討してまいりたいと考えております。

○中川座長 ありがとうございます。

菅原委員と落合委員から手が挙がっていますので、まず、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

私からは2点。一つは、家事支援人材ですが、この議論が始まった2014年、ほかの外国人政策も同様でしたが、当時から米国の人権レポートで厳しい評価をされていますので、家事支援人材の安全・安心を守ることは必須だと思います。今回もモニタリングの話があり、その辺はきちんと対応するということなのですが、具体的により厳格な対応は何か

考えていらっしゃるのでしょうか。

もう一点は、ユーザー側の視点からです。元々、女性活躍の観点から出てきた政策と記憶しているのですが、そうすると、今、中川座長からも御指摘があったように、現在は、利用者世帯の居住所在地という特定の範囲での対応ですが、今後、例えば、育児支援の視点から保育園等の送迎など、より幅広い家事支援を求められてくると思います。また、骨太方針でも、この政策の利用促進を掲げている中で、経済産業省としては、今後、その辺の利用範囲、家事支援の定義の範囲をどのように考えていかれようと思っておりますか。

○中川座長 それでは、事務局と経済産業省からお答えをお願いします。

○菅原参事官 まず、事務局から1点目を御説明いたします。

まさに菅原委員がおっしゃるとおり、外国人材を不当に取り扱ってはならないという観点から、家事支援の指針においても、かなり色々なルールが定められていると思っております。

代表的なものとして、家事支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等以上にしないといけないとか、当然、雇用条件を明確に定めた雇用契約を文書で締結しましょうとか、そういったことが書かれておりますので、この指針の遵守状況を定期監査、あるいは臨時監査で見ていくことが大事だと思っております。

あわせて、なかなか通常の監査では行き届かない部分もあろうかと思ひまして、その点は、例えば相談窓口を周知したりもしております、外国人材の方から通報や相談とかがあった場合に、それを広く受け止めて、必要な対応ができるよう、相談窓口の周知等をさせていただいているところでして、引き続き、家事支援人材の事業の運用をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

1点目は以上でございます。

○太田課長 経済産業省からお答えさせていただきます。

経済産業省のサービス政策課長の太田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

御質問いただきました、今の家事支援の対象をさらに広げて、保育等にもという御指摘をいただいたかと思ひます。

現状としまして、実際、家事代行のサービスを行っている事業者におかれては、日本人が対応するような場合に、保育の部分も、ベビーシッターなどもプラスしてサービスを行っている事業者がいるのは、実態として事実と認識しております。

一方で、家事負担に関して申しますと、女性活躍ということでも御指摘いただきましたが、実際、もちろん、女性のほうに負担が多いのは現実として言われているところでございますが、一方で、共働き世帯という意味では、男性のほうの負担にもなっていることを鑑みますと、保育の負担も、もちろん、事実としてあるかと思ひますが、まずは家事の負担が共働き世帯、あるいはシングルマザー、シングルファーザーの家庭においては非常に大きな負担となっていることから考えると、まずは家事代行、家事の支援を行っていくのが一番重要な点かと考えております。

将来的に保育もということ、ニーズ等は今後も把握させていただきながら、必要に応じて検討していくことは、もちろん、オープンということですが、現時点では、今すぐに保育等に外国人の対応を広げていくことについて、目下、具体的なニーズを我々のほうで把握していることもございませんので、現時点では、家事支援をさらに使っていただく。益々女性、あるいは男性にも御活躍いただくことに注力していきたいと考えております。

以上でございます。

○菅原委員 ありがとうございます。

まず、前者ですが、新しい仕組みを入れるときに、モニタリング機能を改めて見直すよい機会だと思いますので、よろしくをお願いします。

後者については、中期的に見て、ニーズを拾い上げて、家事支援の現実的な範囲をニーズ調査しながら考えていくべきではないかと思いました。

○中川座長 それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

こちらの取組も、活用の可能性がある取組ということで、是非進めていただきたいと思いますが、全体として、この制度自体を利用しやすくしていくという意味では、先ほど議論が既になされていた部分もございますが、どういう形で手続負荷が限定された形で利用できるようにしていくかも大事ではないかと思っております。

一方で、労働者側の保護も、実際大事になってくることからしますと、契約の締結自体については、例えば書式を決めてしまえば、事前確認というよりかは、後で違う内容であれば、直ちにペナルティーがあるようにするなど対策すればよいことであって、どちらかという監査の中で実態的に保護が適切な形で運用されており、労働者側の保護がされているのかを見ていくほうにより重点を置いていったほうが、今後、制度を見直していただく中ではより重要ではないかと思えます。是非そういった観点も今後、御検討いただければと思えました。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

事務局、あるいは経済産業省から何か御発言はありますでしょうか。

○菅原参事官 事務局から。

貴重な御意見をありがとうございます。

まず、今日御説明したような形での運用でスタートしたいと思っておりますが、落合委員の御意見も踏まえまして、運用状況を見ながら、必要に応じて是非見直しを行ってまいりたいと考えております。

またよろしく願いいたします。

○中川座長 ほかに委員の先生方からございますでしょうか。

ございませんでしたら、このたびおまとめいただいた案で、第三者を介した契約に基づ

いた家事支援の事業を進めていただきますようお願いいたします。

その中で、委員からも指摘がありました。まずはしっかりとモニタリングで労働者保護とか、そういったものをきちんと見ていただきたい。

それから、制度自体の使い勝手もよくするという意味で、落合委員から御指摘がありましたが、書式を決めて、しっかりと権利保護の下で、それでも制度を使いやすい体制に徐々に移行することを御検討いただければと思います。

さらに、中期的な課題としまして、家事支援をあまりがちがちに考えないほうが女性活躍、あるいは男性も含めた人的資源の活用という意味では、実態的な意味があるだろうという指摘を菅原委員からいただいておりますので、そういった御検討も中期的にお進めいただければと思います。

まずは、この改善案をしっかりと運用していただくことをお願いしまして、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

何か御発言はありますか。

ございませんでしたら、これをもちまして「家事支援外国人受入事業における法人等を介した利用世帯との契約について」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終わりたいと思います。

関係者の皆様、どうもありがとうございました。